

収入
印紙

委 託 契 約 書

1 委 託 名	令和8年度 市営住宅消防設備点検委託業務
2 履 行 場 所	高知県香美市内
3 委 託 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4 委 託 金 額	円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
5 契約保証金	免除（香美市契約規則第38条の規定による）

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住 所 高知県香美市土佐山田町宝町一丁目2番1号

氏 名 香 美 市 長 依 光 晃 一 郎 印

受注者 住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 発注者は、業務を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

(実施方法)

第2条 受注者は、発注者の指示に従い、かつ、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、最も適切な方法により業務を実施しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 受注者は、業務が終了したときは、速やかに発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項に規定する通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については前項の規定を準用する。

4 受注者は、検査に合格したときは、遅滞なく目的物を発注者に引き渡さなければならない。

(委託料の支払い)

第4条 受注者は、仕様書に基づき業務の全部又は一部を完了したときは、発注者の検査及び点検を受け適当と認められた場合において、委託料を発注者の指示する方法により、発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 発注者は、発注者の責めに帰すべき理由により委託料の支払いを遅滞したときは、受注者に対し支払期限の翌日から遅延日数に応じ、その額に対し政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣が規定した率の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。以下「遅延利息率」という。）で計算した額を遅延利息（100円未満の端数は切り捨てる。）として支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、第三者に対し業務の一部若しくは全部を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(履行期限の延長等)

第6条 発注者は、天災その他避けることができない理由により当該契約に定めた履行期限内に契約を履行することができないと認めるときは、受注者の申し出により履行期限を延長することができる。この場合、発注者は、その旨を受注者に通知するものとする。

(遅延利息の徴収)

第7条 発注者は、受注者が契約期間内に契約を履行しないときは、前条の規定により履行期限を延長した場合を除き、履行期限の翌日から遅延日数に応じて、業務委託料に対し、民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率で計算した額を遅延利息として徴収するものとする。

(発注者の解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責を負わない。

- (1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 業務の履行が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (3) 業務を履行するために必要な法令に定める登録、資格、免許、許可等を失い、業務が適法に履行できなくなったとき。
- (4) 前3号のいずれかに該当する場合を除くほか、契約事項に違反したと認められるとき。
- (5) 受注者が香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(受注者の解除権)

第9条 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、目的物の引渡しを受けた後、1年以内に当該目的物に契約内容との不適合があることを発見したときは、受注者に対し相当の期間を定めて履行の追完を請求し、又は損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、目的物の不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその指図が不相当であると知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 受注者は、業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、直ちに損害を被害者に賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(疑義の決定)

第13条 この契約に定めるもののほか、疑義が生じたときは、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。